

地域制自然公園管理における市民団体の役割 —上信越高原国立公園・浅間山麓を事例として—

寺井友衣子・土屋俊幸（東農工大院農）

はじめに

日本の自然公園は地域制自然公園であるため、その管理体制は、国や都道府県のみならず、市町村や企業、市民（団体）といった多様な主体の参画と連携によって構築されるべきである。とりわけ、市民団体の国立公園管理への参画は重要である。環境省によってまとめられた提言の中でも、多様な主体の参画する国立公園管理において、専門的な知識や経験を持つ市民団体が重要な役割を担っていくことが期待されている。そこで、本研究では多様な主体の参画と連携による自然公園管理において、市民団体がどのような役割を果たしているのかということ考察したい。

なお、市民団体とは、市民によって構成され、自発的な活動を行う団体であるという一般的な定義に加え、自然や国立公園に関する専門的な知識を有する団体とする。

調査方法

浅間山麓で活動している NPO 法人である浅間山麓国際自然学校（以下 AOS）を主な調査対象とし、自然保護官事務所（環境省）・森林管理署（林野庁）・関係都道府県や市町村・周辺の他の市民団体などの、21 主体に対して聞き取り調査を行った。なお、調査期間は 2007 年度の 8 月 22 日から 12 月 20 日までである。

結果と考察

調査の結果、AOS は自然環境教育のみならず、施設管理や希少種保護活動といった幅広い管理活動を行っていることが分かった。また、個々の活動は AOS が単独で行っているというよりも、AOS が事務局となり環境省・林野庁・市町村・地元の市民団体との連携の上で行っているケースが多いことが分かった。AOS 設立の前後を比較すると、以前は個々の主体が独自に管理活動を行っていた状況にあったが、AOS が設立され、様々な活動を行い、かつ事務局としての役割を發揮するようになったことにより、多様な主体の意識を自然公園管理に向け、多様な主体が自然公園管理に参画するためのきっかけを提供しつつあることが分かった。

以上より、本研究では、国立公園管理における市民団体の役割としては、多様な主体の参加する合意形成の場の中心として様々な主体をまとめる役割が最も重要だと考えた。市民団体は、市町村等と異なり活動エリアに境界を持たず、自然に関する専門的な知識を有する主体である。このような主体が、活動を進めていく中で様々な主体を自然公園管理に巻き込んでいくことで、地域制公園である日本の自然公園の管理において必要とされる、多様な主体が参画しかつ連携した自然公園管理の実現が可能となるのである。この役割は、管轄が広いため特定の地域に集中した管理活動を展開することが難しい環境省や林野庁、また三位一体改革によって財政的な理由から自然公園管理に参画するのが困難になりつつある都道府県、様々な分野の活動を包括的に行わなければならない、自然公園管理を優先的に行うことが難しい状況にある市町村では担うことの出来ない重要な役割である。

（連絡先：寺井友衣子 50008537011@st.tuat.ac.jp）